

## 第34回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年5月24日（水）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

## 第34回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年5月24日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第4委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、  
三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、苅部嘉  
也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆ  
き

欠席の委員：石井朝康、海老澤健

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、  
主事 藤田遼二

## 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
  - (1) 令和5年7月の総会日程（案）について
6. 報告事項
  - (1) 令和4年農業委員会最適化活動の点検・評価について
  - (2) 第131回世田谷の花展覧会特別賞入賞者について
  - (3) ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」  
「夏野菜の収穫」「えだまめの収穫」の開催について
  - (4) 都内農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより第34回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は石井朝康委員、海老澤健委員が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、志村秀典委員、植松智委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が3件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要になります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について報告いたします。

受付番号5-4-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、農地法第5条について報告をいたします。資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-2をご覧ください。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-3をご覧ください。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案の報告を終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが5件でございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、お手元の資料No. 3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営

を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 報告いたします。

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、4件目ですが、農業委員であります〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されておりますので、本件審査中は〇〇委員には退室していただきます。よろしく願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

〇〇委員には入室をお願いいたします。

[〇〇委員 着席]

○宍戸会長 次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を



行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年7月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5、令和5年7月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、6月30日金曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催が決定しております。

令和5年7月の開催日時につきましては、7月28日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室での開催を予定しております。

なお、こちらは情報提供となりますが、次期農業委員の皆様を対象とした特別総会の開催を8月2日水曜日に予定しております。次期委員の皆様にはJAを通じてお知らせをする予定となっておりますので、併せてお知らせをさせていただきます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

7月28日の開始時間は午後4時に変更できますか。

○大塚委員 開始時間は4時で差支えなし。(賛同者多数)

○宍戸会長 では、事務局からもう一度説明を。

○事務局 そういたしましたら、7月28日金曜日の開催に関しましては、午後4時から三軒茶屋分庁舎5階会議室となります。

以上です。

○宍戸会長 それで皆さんよろしくお願ひいたします。

○宍戸会長 では、先に進めさせていただきます。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6、報告事項について順次説明をいたします。

まず、お手元の資料No.6、令和4年農業委員会最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

令和4年度の世田谷区農業委員会における最適化活動の目標等につきましては、資料No.6に記載のとおりでございますけれども、世田谷区を含む市街化区域では、この内、農地の集積と新規参入の促進に係る成果目標につきましては設定を行わないこととなっております。一方、遊休農地につきましては、世田谷区内ではなしということになっておりまして、その状態を維持できていることから、期待どおりの結果が得られたものと評価をしており、その旨、東京都農業振興事務所に報告を予定しております。

続きまして、資料No.7をご覧ください。第131回世田谷区の花展覧会特別賞入賞者について報告いたします。

今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局といたしまして御礼申し上げます。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、北島幸夫様が受賞されております。また、鈴木利彰委員の作品が東京都知事賞と世田谷区長賞を受賞されております。おめでとうございます。(拍手)

なお、入賞者の皆様は、8月18日金曜日に三茶しゃれな一どホールで開催いたします表彰式で表彰を予定しております。世田谷区農業委員会会長賞につきましては、宍戸会長に授与のご協力をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料No.8をご覧ください。報告事項の3件目は、ふれあい農園「じゃがいも掘り」、「親子で夏野菜の収穫」、「夏野菜の収穫」、「えだまめの収穫」の開催についてです。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No. 9の都内農産物等の放射能検査についてを報告いたします。こちらは令和5年5月18日付の検査結果でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっておりません。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他についてですが、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局より1点ございます。

当日配付資料の内、東京都農業会議主催の「農地を残す！相続対策セミナー」につきましては、事前申込みが必要となりますので、参加を希望される方は6月5日月曜日までに農業委員会事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (職務代理者挨拶)

この議事録は、令和5年5月24日(水)開催の第34回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男